（敷地権利変換期日等の通知）

第百二条　第四十条の規定は、法第二百条の規定による通知及び同条の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四十条の見出し中「権利変換期日等」とあるのは「敷地権利変換期日等」と、同条第一項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第二十八」と、同条第二項中「権利変換計画」とあるのは「敷地権利変換計画」と、「第三十七条各号」とあるのは「第九十九条各号」と読み替えるものとする。

（事務所備付け簿書）

第百三条　法第二百十一条第一項の規定により組合が備え付けておかなければならない簿書は、次に掲げるものとする。

一　定款

二　事業計画

三　除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の平面図

四　敷地権利変換計画書

五　敷地分割事業に関し、組合が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類

六　組合員名簿、総会及び総代会の会議の議事録並びに通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録

七　法第百九十八条の規定による審査委員の過半数の同意を得たことを証する書類

（書類の送付に代わる公告）

第百四条　第四十八条の規定は、令第四十二条第一項で規定する国土交通省令で定める定期刊行物について準用する。

第五章　雑則

（公告の方法等）

第百五条　法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第二項（法第百二十六条第三項及び法第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）、法第三十八条第六項、法第四十九条第一項（法第五十条第二項及び法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条第七項、法第六十八条第一項、法第八十一条、法第九十九条第三項、法第百二十三条第一項（法第百二十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第百三十七条第五項、法第百四十七条第一項、法第百七十三条第一項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）、法第百八十六条第五項又は法第百九十九条第一項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2～7　（略）

8　都道府県知事等は、法第百七十三条第一項の公告をしたときは、その公告の内容、第八十一条第一項の分割実施敷地区域図によって表示した分割実施敷地の区域又は第八十三条第一項の除却マンション敷地区域図によって表示した除却マンション敷地の区域及び非除却マンション敷地区域図によって表示した非除却マンション敷地の区域を、分割実施敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示しなければならない。

9　都道府県知事等又は組合は、法第百八十三条第二項において準用する法第百七十三条第一項の公告又は法第百九十九条第一項の公告をしたときは、その公告の内容を分割実施敷地の区域内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第四章　雑則

（公告の方法等）

第七十七条　法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第二項（法第百二十六条第三項において準用する場合を含む。）、法第三十八条第六項、法第四十九条第一項（法第五十条第二項及び法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）、法第五十一条第七項、法第六十八条第一項、法第八十一条、法第九十九条第三項、法第百二十三条第一項（法第百二十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第百三十七条第五項又は法第百四十七条第一項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2～7　（略）

（新設）

（新設）